

様式第4号（第6条関係）

令和6年6月28日

富士見市議会議長 田中 栄志様

~~会派名・代表者~~

~~又は無会派議員名~~ 伊勢田 幸正

行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

記

1 期 間 令和6年6月21日（金）午後1時30分～午後2時50分

2 参加者名 伊勢田幸正

3 場所（行政視察地・研修場所）

さいたま地方裁判所川越支部 第1号法廷

4 調査・研修概要

「富士見橋通り線」の整備にかかわる、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件の裁判を傍聴。

第1工区を担当したS建設社の工事部長が検察側の証人として出廷した。

主なやり取りを記載する。

- ・現場に廃棄物が混入していることは仕様書で分かっていた。なお分別方法は仕様書には記載がなく、打合せの中で決まっていた。
- ・市の担当者から地質調査報告書を受け取った。木くずやプラスチックなどの混入の記載があったが、大きさの記載はなかった。
- ・分別するためのプラントを工事の現場に設置するには、現地には必要な広さの場所がなかった。場所を見つけるのは市の役割だが、見つけていなかった。
- ・全量搬出をS建設社側から提案したが、予算的に現実的でなかった。
- ・スケルトンバケットと人力を併用した方法では10cm×15cmより細か

いものは落ちてしまい、取り切れるものではなかった。

- ・市から提案がなかったので、S建設社側から提案するしかなかった。そうでないとS建設社の経費がかかってしまう。
- ・市から細かいものを全て取れとの指示はなかった。
- ・工事記録に「多少、混入は考えられる」との記載をしていたが、市から削除するよう指示があった。
- ・掘削を完了している場面の写真（プラスチックが混入しているところも映っている）を市に提出したら差し替えを求められた。
- ・市役所の上司への相談はしていない。
- ・「被告が混入しているとは思わなかった」ということについては「それはないと思う」と回答。

次回公判は7月19日（金）午後1時30分からとなった。

5 感想及びまとめ

被告側が容疑を否認しており、私見を述べるのは控えるものとする。

また法廷は録音が禁止されており、マイクなどの音響設備もない。あくまで小職のメモにより本報告書を作成していることに留意いただきたい。

富士見橋通り線の工事の契約・予算に賛成票を投じた議員の責任として、今後も本事案は注視をしてまいりたい。

*行政視察に関する調査書、概要、参考資料等は、会派又は無会派議員にて保管